

峰崎直樹君 社会民主党の峰崎でございます。

実は、十一日の火曜日だったんですが、福井県敦賀市に赴きまして、村山党首ともども現地の視察をしてまいりました。昨年十二月八日、村山党首がまだ総現在任中の事故でございました。大変責任感旺盛な党首でございましたので、現地を、声を、つぶさに見聞きしてまいったわけでございます。そのときに記者会見などもされましたので、それらも含めて、きょう、科学技術特別委員会で私の方から御意見あるいは質問をさせていただきたいと思っております。

そこで、動燃の理事長さんに冒頭ちょっとお聞きしたいと思っております。

実は、原子力の基本政策の基本五項目と申しますが、通常は三項目と呼んだりしておりますが、その中でアカウンタピリティという言葉をよく使われる。また、科学技術庁長官も、衆議院の科学技術委員会、参議院の特別委員会の議事録を読みますとそれが出てまいります。そういう点に関してどのように思っておられるのか、どういう考えを持っておられるのか、まず冒頭、ぜひお聞き申し上げておきたい。

参考人（近藤俊幸君） 「もんじゅ」の事故によりまして、地元を初め国民の皆様の動燃に対する技術的な信頼、社会的な信用を失いまして、不信と不安を与えたことに対して深く反省しております。

私は、動燃の新しい理事長に就任いたしまして、基本的にはこういう考え方で今後取り組んでいきたいと思っております。

一つは、安全に徹した動燃にしていきたいということでございます。プルトニウム等の核物質等を取り扱う事業団としまして、放射線安全並びに核不拡散に対する取り組みはもちろんのこと、ナトリウム技術を初めとする施設全般の安全確保についての取り組みを強化してまいりたい。この機会に、より安全性を高めるため、設計やその基本的な考え方の根源に立ち返りまして、見直し、総点検を行いつつ、一つ一つ着実に対処していきたい、こう思っております。

それから二つ目には、開かれた動燃をつくっていきたいということで、地元を初め皆様の理解と信頼、また今日では国際的な理解も必要な時代になっております。このためには徹底した情報公開が不可欠であると認識しております。そういった情報公開に努める開かれた動燃にしていきたいと念じております。

それから三つ目には、地元重視の動燃にしたい。プルトニウム取扱施設など社会的に危険視されております施設を受け入れていただいております地元を重視しまして、地元の声をよく聞き事業を推進してまいりたい、またこのことが重要と認識しております。そうして、地域の方々に安心感を持って事業団を受け入れていただくよう努めてまいりたいとこう思うように思っております。

峰崎直樹君 質問したのはアカウンタビリティというこの意味だったんですが、今は動燃としての今後の原則的な考え方をおっしゃったわけです。実は、民間の電事連におられて、民間の企業からなられたということで大変私は期待をして今の質問をしたわけがあります。

実は、これは「もんじゅ」に限らず、住専問題もそうでありましょう、あのH I V訴訟の厚生省の問題もそうでしょう。今問われているのは、情報公開というのは単純に情報を公開すればいいということではなくて、いわゆる納税者、タックスペイヤーの観点から見たときに、情報はある意味では積極的に公開をしていかなければいけない。逆に言えば、民主と公開が合わさった考え方がそのアカウンタビリティという言葉で、これを科学技術庁長官が二度にわたってお使いになっているという点は私は大変すぐれた見識だと思っていますし、ぜひそういう観点から進めていただきたい。

それで、動燃にもお願いをしたいわけですが、事故隠しとかそういう、ある意味では我々は、市民社会の中で国民の前にそういう情報はどんなつらいことでも積極的に開かなきゃいかぬ、実はこういう問いかけがこの間なされたんじゃないか。これは実は何も科学技術の行政に限ったことじゃなくて、例のアメリカの大和銀行の問題もそうでありましょう。あるいは日本の株式会社と言われているところでも、社外取締役をもっと入れようとか、そういうコーポレートガバナンスにまで該当する、日本社会の体質を変えなきゃいけないと、こういう観点で提起をされている大変重要な問題だと思っておりますので、動燃の新しい理事長になられて、この点はひとつぜひそういう観点からこれからも進めていただきたいというふうに思うわけでございます。

さて、最初に「もんじゅ」の事故のとらえ方の問題について科学技術庁に質問してみたいわけでありまして。

私も現地へ行ってまいりますと、特に福井県知事は、三県の知事として円卓会議その他に質問あるいは意見を出されているわけですが、どうもやはり「もんじゅ」の事故についてのとらえ方が科学技術庁なり動燃は非常に狭いのではないだろうか。実は、三県の栗田福井県知事は我々に対して次のように要望をされているわけでありまして、この点についてどのようにお考えになっているのか聞いてみたいわけでありまして。

栗田知事は、「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故の原因の徹底究明の中で、今回の事故は初めてナトリウムが漏えいするという「もんじゅ」の安全確保の根幹にかかわる重大な事故だと、「もんじゅ」の存立そのものにかかわる重大な問題を引き起こした事故である、そういうとらえ方をされているわけです。今回の調査報告書をまだ全部十分に見ておりませんが、いわずに一次系じゃなくて二次系である、放射能漏れはなかった、調査をしてみたらどうやらミスがあったということは記載されているわけでありまして、そうじゃなくて、どうも「もんじゅ」全体にかかわる大きな問題なんじゃないかというとらえ方をして、徹底的にやってもらいたいという要望が出されていると思うんです。

この点について、これは長官からお答え願ったらいいと思うんですが、その現地のいわゆる徹底究明、「もんじゅ」の事故に対するとらえ方とどうも温度差があるんじゃないかというふうに思うんですが、そのあたりどのようにお考えになっておりましたでしょうか。

国務大臣（中川秀直君） 私は、放射能災害を防止する、いかなる場合でも公衆の安全を守る、この原子力安全確保のための今の法体系、原子炉等規制法がございしますが、その観点での災害というものは防止し得た事故であったと、これは現実の問題として言えると思うのでございます。そして、そういう意味での技術的安全性と、もちろんかかる事故はあってはならぬのでございますけれども、何よりも目的としている放射能災害を起こさないという目的というものは、今回の事故においても安全確保という点でそれは確保された、このように考えております。

しかし、先ほど来の御質疑で午前中にも申し上げましたが、ありとあらゆる先端技術も駆使して原子力が内包している潜在的な危険性というものを多重防護で封じ込め、そして安全を確保するという意味の技術的安全性という議論と、いま一つ、理屈を申し上げるわけではございませんが、社会的な安心、安全という観点と、二つやはりあるんだろうと思います。

今、三県知事のお話もございました。特に福井県知事さんの御指摘もございました。県民の生命、財産、そしてまた安心、安全、これを預かっておられる現地の知事として今回の事故を重く受けとめていかれるというのは、これはまた当然だろうと、このように思います。

と申しますのは、やはり「もんじゅ」の場合は高速増殖炉ゆえに冷却剤にナトリウムを使う、このナトリウムが、仮に放射能災害に至らない事故であってもそれが漏えいした、そして火災を起こしたということは、これは仮に放射能災害に結果的に至らなかった事故であったとしても、県民、市民の社会的な安心、安全ということについては、かなり大きな不安感、そしてまた不信感というものを与えてしまった。このインパクトは、初めての漏えい事故でもございますし、かねてよりいろいろそういうことも起こり得るのではないかという指摘もあった中で、ないという説明をしながら起こったという経緯もございまして、これはもう大変な不安感を与えてしまったということであろうと存じます。

私は、技術的安全性だけ確保すればいいと言っているのではなくて、何よりももちろん災害を起こさないための技術的安全性をいかなる手段を講じても確保しなければならない。同時にまた、それとあわせて同じような重さで社会的な安全性というものを確保していかなければ理解が得られない、納得が得られない、こういう観点でその溝を埋めていく努力を徹底してやっていかなきゃいかぬという意味で今度の事故を重く受けとめておるというふうに申し上げたいと思っております。

峰崎直樹君 そこで、今度の報告書が出されたわけでありましたが、また報告は引き続き

続くのでありましようが、ちょうど私どもが行っている最中に「もんじゅ」の再現実験のいわゆる新聞報道に接することになった。

鉄製の床が溶けて穴があいちゃった、さっきのライナーのことですね。現場に私ども案内して見せていただきました。そうすると、下の鉄製のライナーのところが切り取ってありました。今検査中であると。これは穴があかない、要するに前までの記録を見ると、どうも曲がっているとかいろんなことがあるんですが、今度の再現実験で鉄製のところに溶けて穴があいちゃったと。

先ほど、コンクリートで水素が発生しなくて爆発には至らなかったということなんですが、これがこういう穴があいたということ、これはいろいろまだ引き続き検討するということなんでしょうが、現実に穴があくということになったら、今後の改善策といえますか、これ「もんじゅ」のあそこのいわゆる漏れてくるところの下に全部敷いているんでしょうから、当然これは全面的に見直しあるいは改装し直さなきゃいかぬという、再現実験における大変な結果を示しているんじゃないか。

これはもう地元の皆さんもこの新聞記事を見て、とにかくこれは重大なことであるということで、改めてきょう、この再現実験を受けて、今後は一体どういうふうはこの問題を解明されようとしておるのか、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

参考人（中野啓昌君） 実験の話でございますので、実験を実施いたしました動燃の方から御説明させていただきます。

先生御指摘のように、今回六月七日に実施いたしましたナトリウム漏えい燃焼実験、十日の日にふたをあけてみましたらライナーに三カ所穴があいておりました。私ども、過去十数年の間にナトリウムの漏えい及び漏えい燃焼にかかわる実験を百二十回ばかり繰り返してやってまいりましたが、穴があいたという現象は今回が初めての知見でございます。

ただいま、その穴のあいた部分のサンプルをとったり、それからまたどういうメカニズムでそれができ上がっていったか調査を進めておるところでございます。この調査結果によっては、先生御指摘のように全部取りかえるということもあろうかと存じますが、まずは、なぜ穴があいたかというメカニズムを解明していきたい、このように思っておるところでございます。

峰崎直樹君 再実験されますか。

参考人（中野啓昌君） 実際に今その状態を分析したりいたしておりまして、必要に応じて再実験をやっていきたいと思っております。

峰崎直樹君 これは現地の方も、ぜひこの点はもう徹底的にやってもらいたいという声があったということのを要望を申し上げておきたい

と思います。

さてそこで、今度は調査方法、原子力安全委員会とそれから科技庁の調査、二つ今回時に進んでいるわけですね。これは私どもの同僚の川橋議員が前回質問の中で、科技庁の場合はタスクフォース、それから原子力安全委員会はワーキンググループ、この調査を委嘱した方々の中に、実は国の安全審査や安全規制というか、事前にチェックをした人が含まれていると。何人でしょうか。タスクフォースに二名、ワーキンググループに四名。もちろん全員でないのは救いですが、しかしこういう方々が入れるというのは、本当に調査の第三者性というか健全性というか、公平性というか、そういうことについてこれはちょっとやはりおかしいんじゃないか。

今も、大蔵行政改革の中で、金融行政の問題も第三者機関だと思うんですね。あの証券行政の不始末のときも、証券取引等監視委員会を外に出すべきだということできりに主張した点なんです。

これと同じような問題がありまして、それは現在のいわゆる原子力安全委員会の強化の問題、これも要望を出されたんです、現地へ行きまして。今と同じことなのでありまして、原子力安全委員会というのは本来原子力推進じゃなくて原子力の安全を今度はチェックする側ですね、そのチェックする側の事務局が、同じ科学技術庁の中の部署がそれを占めているということになると。

これは前回、長官答えておられますが、今の体制でも十分そのチェック機能は果たせていると思うというふうにおっしゃっているんです。あるいは行革の問題があって、今は定数がただでさえ足りないんだから、それは新しくまた外に出してつくるということについての国民の理解もなかなか得られないんじゃないかとか、そういう意見があるということも私重々わかっているんです。

しかし、原子力という問題に関して言えば、これはこれだけの巨大な技術でありますから、その点を点検チェックするということについての独立した機構なりそういうものについての必要性というのは、これは十分国民に説得力を持って我々も訴えることができるんじゃないだろうか、そういうふう考えるのでございますが、この点はどのようにお考えになりしているのか、改めてお聞きしたいと思うんです。

国務大臣（中川秀直君） 安全委員会についての御見解は、安全委員長もお見えでございますので、私は行政庁の代表という立場でお答えをさせていただきたいと存じます。

委員御指摘のとおり、今回の当庁の原子力安全技術顧問を中心とした事故調査のタスクフォースに、従来から原子力施設の安全性の審査について御協力をいただいているメンバーがおりますことは事実でございます。詳しく申し上げますと、十二名のタスクフォースのメンバーのうち四名が「もんじゅ」の安全審査を担当した原子力安全技術顧問会、FBR部会、高速増殖炉部会でございますが、構成員であったということでございます。

この四名がなぜタスクフォースの委員として任命されたかということ、これは私の就任

前に発令されていることをごさいますけれども、これはやっぱりこの事故の原因究明をする上でも的確な検討、広範な検討をしなければなりません、過去の経緯、なかんずく「もんじゅ」の構造あるいは設備、そういったものについて相当の知見、専門知識を有しているという者が、あのときはこうだった、あの構造はこうだったということの徹底した議論をする上に必要なのではないかという見地から任命をしたということのようでごさいます。

いずれにしても、タスクフォース構成員は大学教授や国立研究機関の職員等でごさいます、動燃の職員等、あるいは動燃と密接な利害関係を有する者、そういう者は含まれていないわけでごさいます。また、全体的に十二名中四名ということで、八名は全くそういうものに関連していない人が原因究明に当たっている、こういう実態であるということは御理解を賜りたい、かように思っております。

しかし、国会の場でそういう御意見もいただいているということは、今後かかる原因究明の作業、あるいはまた原因究明をしていく体制というものの中でどうそれを受けとめていくかということは、私どもなりに受けとめて考えてまいりたい、こう考えております。

峰崎直樹君 すっきりした答えをいただけないので残念なのでありますが、時間の関係もありますので先に進みたいと思うんですが、実は、これもかねてから……

国務大臣（中川秀直君） 安全委員会の方はよろしいですか、ワーキンググループの。

峰崎直樹君 ワーキンググループの方、もしよければ。

説明員（都甲泰正君） 原子力安全委員会のワーキンググループの構成員の中にも「もんじゅ」の安全審査あるいは行政庁の審査にかかわった委員がおられますが、この辺の人選についての安全委員会側の考え方は、先ほどタスクフォースの人選に関しまして大臣の御答弁にありましたのと同じでごさいますので割愛させていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、原子力安全委員会の事務局をS T Aが行っている、これは原子力安全委員会の第三者機関としての機能を果たす上で大いに支障があるのではないかということに関しまして原子力安全委員会としての見解を述べさせていただきたいと思ひます。

原子力安全委員会は、御承知のように総理府に設置されております諮問機関でごさいます、現在、下部組織といたしましては、延べ約四百人に及びます各分野の専門家から構成されております。二つの審査会、それからさらに十六の専門部会、これは基準ですとか安全研究ですとか種々の専門的なことを議論していただく専門部会でごさいます、そのように構成されておるわけでごさいます。現在五名の委員がおりますが、国会の同意を得まして内閣総理大臣が任命するということになっておりまして、行政庁から独立した第三者機関であると考えております。

さて、二番目の御指摘の、事務局が科学技術庁の中にあると。現在、原子力安全局の中

にございますが、安全局の中で規制を行っておりますのは原子力規制課とか規制を担当しておる課、室がございますが、それとは別の安全調査室というところに事務局をお願いしております。また、原子力安全委員会としてはみずからの判断のもとに事務局の運営を行うことができるわけございまして、事務局を科学技術庁が行っていることに問題があるとは私どもは判断いたしておりません。

むしろ、科学技術庁の中に事務局があるということで、科学技術庁の大勢おられるスタッフに私どもの専門的な目的のためにいろいろお手伝いをお願いすることもございますので、この面で大変プラスになっているのではないかと考えております。それで、もし仮に完全に独立した事務局を持つということになりますと、それだけでも相当大きな事務局にさせていただく必要があるのではないかと考えております。

以上、御説明申し上げましたように、原子力安全委員会が第三者機関としての機能を果たす上で、現在の組織が不都合であると私どもは判断をいたしていない次第でございます。

それから、ワーキンググループの十四人の中で安全審査にかかわった人は、具体的に申しますと四名でございますが、その人選の事由は先ほど大臣の御答弁にあったのと同じでございます。

峰崎直樹君 もう本当に丁寧な答弁で、時間がなくなってしまいました。

私は、今の原子力安全委員長のお言葉ですが、総理府に置かれているわけですから、本当に独立した、それはやはり科学技術庁の進めているところとは別個の、もちろんそれに人やお金はかかるかもしれないけれども、そこはやはりそういうふうに規制していかないと、この大変重大な問題を扱っているときに当然審査機関としてはきちんとすべきじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひその点を委員長もよろしくお願いしたいと思います。

もう時間がなくなってまいりましたので、最後にまとめてばたばたとお話し申し上げたいと思うんです。

一つはプルサーマル計画、プルトニウム利用をめぐる問題で、これも議論されているんですが、地元の皆さん方、特に知事以下、今のような国民的合意がない、あるいはMOX燃料の再処理計画が明らかじゃないじゃないかとか、あるいは「もんじゅ」の事故の原因調査中と、こういうもとではこのプルサーマル計画はもう検討する考えはありませんよという大変強い声が出ていますし、さらには原子力防災特別措置法をつくってもらえないか、これは我々国会議員にももちろん要請があった点でありますし、御存じのようにいつも私も問題にしていますバックエンド対策、これもやはり進んでいないじゃないかといったようなことも実は出されております。

我が党の党首村山さんは、そういうことを受けながら、なるほどこれはもう一回、きょうですか、十四日に通産省のエネルギー需給計画の見直しがあるやに聞いておりますが、そういう意味でいうと非常にいいタイミングじゃないかな、いわゆる原子力長計の見直し

の問題を含めて、あるいはいよいよになったらいわゆる核燃料リサイクルのあり方の問題、その是非も含めて検討すべきであるというふうに我が党首はおっしゃったわけですが、この点について科学技術庁長官、どのようにお考えになっておられるか、前総理の特別補佐官でもありましたので、その点よろしく願い申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

国務大臣（中川秀直君） ちょっとお答えする前に、安全委員会のあり方の問題について再度御言及ございましたが、今私は行政庁の責任者という立場でございます。そういうことでの御答弁を申し上げました。安全委員会委員長からもまた安全委員会としてのお立場の御言及がございましたが、これはもう今後、将来国会のこういう御議論等々を通じまして、また政治の場でのさらなる御議論、御検討がなされていくんだらうと、私はそのように考えております。

それから、今お尋ねのことでございますけれども、村山社会民主党党首が敦賀でおっしゃられました点、私も関心を持って記者会見等々も全部その当時のやりとりの状況を拝見させていただきました。

党首のおっしゃっておられるのは、その長期計画の見直しも国民全体が納得し理解する素地がなければできない、そういう視点を含めて見直しを要請したいということで、答えも、記者団のF B Rの撤退をした方がいいと考えているのかと、こういう問いかけに対して、そういうことではないと、断定的に結論を出して意見を言っているわけではないが、ともかく今回の事故の場合いろんな意味で国民の不信を招いているのだから、その不信を解消して、安全性を確認して皆の理解と納得が得られなければ推進できない、こういうふうな見地での見直しをおっしゃっていると理解をいたしております。

さてそこで、簡潔にお答え申し上げますけれども、通産省においても総合エネルギー調査会で分科会を設けられる。これは私どもの円卓会議の議論が始まりましたのを受けまして、その意味でエネルギーの長期的な見通しあるいは需給の関係といったような観点から討議を始められた、こう理解をしております、見直しをするためという報道がありましたけれども、それは事実は違うというふうに聞いておる次第でございます。以上、これは事実関係だけ申し上げた次第でございます。

それで、お尋ねでございますけれども、私どもは円卓会議におきまして、結論先に取りきではなくて、幅広く各界各層の御意見をいただいて議論を深めていただいて、その中から長期計画を含む政策に反映すべき事項というものを的確にまた柔軟に反映させていきたいということでございます。例えば余剰プルトニウムを持たないという我が国の国策、基本原則がございまして、プルトニウムの需給計画その他についてもいろいろな事情変更が現実にも起こりつつあることは我々もよく見きわめていかなきゃならぬと思っておりますし、そういう中で適切かつ柔軟にそれは検討しなきゃいかぬ、こういうふうに考えております。

また、高レベルについても、御指摘のとおりこれは真剣に取り組まなきゃいけないということで、高レベルの廃棄物処分の懇談会というものを先般設け、また原子力バックエンド対策専門部会における検討も鋭意本格化をさせてまいりたい、こう考えております。

ただ、これに関して申しますと、何度も申し上げていることでございますけれども、我が国の総合的なエネルギーの自給率ということも観点にしっかり置いておかなきゃいけない。原子力を含みましても今一六、七％じゃないかと思えます。それを除きましたら、本当に水力と国内炭とそしてわずかな国内石油ということになってしまうわけで、そうなるともう五、六％になってしまうのではないかと。

こういう今、未来も含め、そして安全、環境も含め、特に申し上げたいことは、現実に今軽水炉の原子力発電所においても使用済み燃料がどんどん蓄積をされてきている。発電所にワンスルーで埋設したらいいじゃないかといったって、発電所立地地域でそのような御理解が全然得られることはできないのでございます。そうすると、それをやはりまた処理処分していかなくちゃならない。今海外に再処理をお願いしていますが、それもまた引き取らなくちゃいけない。そうするとプルトニウムが出てくるわけでございまして、それをどうやっていくかということ、一番安全なのはMOXにして燃やしてしまうという方向になるわけで、そういう環境への観点ということも我々は十分踏まえていかなければならぬ、こう思っております。

最後に、お尋ねの原子力災害特別措置法の制定に関しては、現在国土庁において、中央防災会議のもとで国の防災基本計画をより実践的に改めていくという検討が行われているところで、その中で、原子力防災対策につきましても原子力防災計画として、これは今私どもも入りまして具体的な検討を行っているところでございまして、そういう検討を通じて国、地方自治体等の責務がより明確になってくるものだ、このように考えております。しかし、特別措置法等の御要望、御提案があることも重々承知をしております、これからも自治体等々の御意見を十分に伺い、御相談をしながら、また地方分権あるいは行革といった動き、取り組み、それとあわせまして総合的に勘案して検討を続けてまいりたい、こう考えております。

峰崎直樹君 終わります。